

令和4年3月24日
監査委員決定
令和4年8月25日
一部変更

令和4年財政援助団体等監査実施計画
(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

地方自治法第199条第7項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和4年監査基本計画に基づき、令和4年財政援助団体等監査（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

2 監査の目的

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかについて検証するとともに、必要に応じて団体を所管する局の指導状況についても監査する。

3 監査期間

令和4年4月1日（金）から監査終了まで

4 監査対象範囲

原則として、平成29年度から監査日までの事業を対象とする。

5 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、監査終了後に行う。